

自転車と交通安全

【発行】
帯広市総務部危機対策室危機対策課
(電話:0155-65-4131)

守っていますか？自転車の安全利用五則

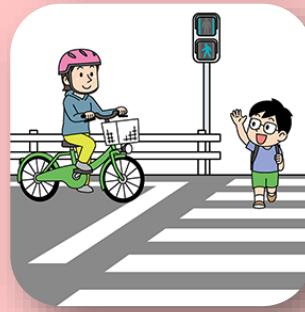
歩道と車道の区別があるところでは、自転車は車道を通行することが原則であり、車道の左側を通行しなければなりません。



標識等により通行することができる歩道を通行するときは、車道寄りを徐行し、歩行者の妨げとならないような速度と方法で

① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

信号機のある交差点では、信号機の表示する信号に従わなければなりません。



信号機のない交差点では、一時停止を示す標識等がある場合は、一時停止を守り、周囲の安全を確認してから通行しましょう。

② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

夜間に、自転車に乗る場合は、前照灯及び尾灯(又は反射器材)を身に付けなければなりません。



定期的に、自分の自転車の反射材などが壊れていないか、確認しましょう。

③ 夜間はライトを点灯

自転車も、自動車同様、お酒を飲んだ後の運転は、してはいけません。



④ 飲酒運転は禁止

令和5年4月1日より、全年齢の自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されています。



⑤ ヘルメットを着用

罰則等はありませんが、大切な命を守るためにも、自転車に乗る際は、ヘルメット着用を心がけましょう。

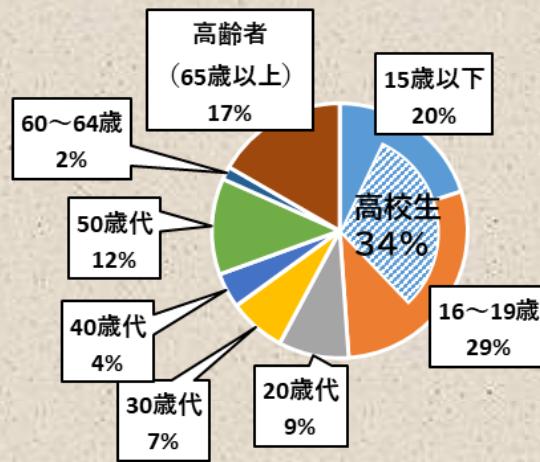
自転車は、車と同じ「車両」の仲間です。安全利用五則の他にも、自転車を利用する際には、守るべきルールがたくさんあります。普段の何気ない運転が、交通ルール違反となっていないか、下記の表で確認してみましょう。

帯広市内における過去5年間(H30~R4)の自転車乗車中の交通事故負傷者数

(資料:十勝総合振興局)

年齢	帯広市の自転車乗車中の交通事故負傷者数(人)
小学生未満	1
小学生	8
中学生	12
高校生	62
15歳以下	36
16~19歳	52
20歳代	16
30歳代	13
40歳代	8
50歳代	22
60~64歳	3
高齢者	
65~69歳	4
70~74歳	8
75~79歳	10
80歳以上	8
小計	30
不明	0
合計	180

帯広市内の自転車乗車中の交通事故負傷者数



H30年からR4年にかけて、帯広市内で発生した、自転車乗車中の交通事故における負傷者数、合計180人のうち、高校生が62人と全体の約34%を占めています。

十勝管内で発生した、自転車と車が接触した交通事故については8時~10時と、通学・通勤の時間帯の発生が最も多くなっています。

通勤・通学で自転車を利用する際は、時間に余裕を持って、安全な速度で走行するようにしましょう。

また、令和4年には、夕方の時間帯に、自転車と車両が出合い頭に衝突し、自転車を乗用していた方が亡くなるという悲惨な交通事故が帯広市で発生しています。

自転車を利用する際は、自分は大丈夫と過信せず、信号無視や無茶な道路横断はせず、周囲の安全を確認しながら走行しましょう。

また、夜間の運転では、自転車のライトを点灯することはもちろん、夜光反射材などを身に付けることで、自分の存在を周囲に知らせることも自分の身を守る大切な手段です。

主な交通ルール違反とその罰則一覧

■一時不停止:道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、停止線の直前で一時停止しなければならない。(道路交通法第43条)

罰則等:3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

■二人乗り等の禁止:都道府県公安委員会が定める乗車制限に反して乗車させ、自転車を運転してはならない。(道路交通法第57条第2項)

罰則等:2万円以下の罰金又は料料

■軽車両の並進の禁止:自転車など軽車両は、他の軽車両と並進してはならない。(道路交通法第19条)

罰則等:2万円以下の罰金又は料料

■信号無視:信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等に従わなければならない。(道路交通法第7条)

罰則等:3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

❗料料とは:罰金が1万円以上であることに対し、料料は1千円以上1万円未満の金銭納付を命じられることを指します。

ルール違反は罰則だけでなく、悲惨な交通事故の原因となります

🚲 自転車用ヘルメットを正しく着用しましょう 🚲

ヘルメットは、自分の頭の形に合ったものを選ぶようにし、着用する際にはあごひもを確実に締めるなど、正しい利用を徹底しましょう

自転車を利用中にヘルメットを着用していなかった方の致死率は、着用していた方の約2.1倍といわれています。

